

# 上勝町檜原地区景観計画



平成 21 年 6 月

徳島県上勝町

# 上勝町檜原地区景観計画

## 目 次

<b>第 1 章 景観計画について</b> .....	<b>1-1</b>
1 . 景観計画とは .....	1-1
2 . 景観計画の枠組み .....	1-2
3 . 景観計画と景観条例の関係 .....	1-2
4 . 檜原地区における景観計画と文化的景観 .....	1-3
<b>第 2 章 檜原地区景観計画</b> .....	<b>2-1</b>
1 . 景観計画の区域 .....	2-1
1 . 1 檜原地区の景観単位 .....	2-1
1 . 2 景観計画の区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係） .....	2-3
2 . 良好な景観の形成に関する方針 .....	2-4
2 . 1 檜原地区の景観特性（全体） .....	2-4
2 . 2 個々の景観構成要素（個別） .....	2-8
2 . 3 保存及び修復すべき景観構成要素 .....	2-18
2 . 4 景観形成の基本方針（法第 8 条第 2 項第 2 号関係） .....	2-23
2 . 5 景観保存の方針 .....	2-23
3 . 良好な景観の形成のための行為の制限等 .....	2-26
3 . 1 景観形成基準（法第 8 条第 2 項第 3 号関係） .....	2-26
3 . 2 届出対象行為（法第 16 条第 1 項第 4 号関係） .....	2-31

3 . 3	届出の適用除外行為（法第 16 条第 7 項第 11 号関係） .....	2 -33
4 .	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 .....	2 -34
4 . 1	景観重要建造物の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係） .....	2 -34
4 . 2	景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係） .....	2 -34
5 .	景観重要公共施設の整備に関する事項 .....	2 -35
5 . 1	景観重要公共施設の整備に関する方針（法第 8 条第 2 項第 5 号関係） ..	2 -35
5 . 2	景観重要公共施設の整備及び許可の基準に関する事項 .....	2 -35
6 .	良好な景観形成のための取り組み一覧 .....	2 -36
<b>第 3 章</b>	<b>景観保存活用の展開.....</b>	<b>3 -1</b>
1 .	景観形成の基本方針【景観の活用】（法第 8 条第 2 項第 2 号関係） ..	3 -1
2 .	景観活用の方針 .....	3 -1
3 .	景観保存活用の体制 .....	3 -2
4 .	景観活用の体制 .....	3 -3

# 第 1 章 景観計画について

## 1. 景観計画とは

「景観計画」は、平成 16 年に施行された「景観法」において景観行政団体が法の手続き（第 9 条）に従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことである。

景観計画では次の項目を定めることになっており、上勝町檜原地区景観計画では、表 1-1 のうち、～、～、～の 6 項目について定める。

表 1-1 景観計画において定める項目（法第 9 条）

（必須事項）	（檜原地区景観計画策定の項目）
景観計画区域	
景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
景観計画区域内の行為の規制に関する事項	
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	
（選択事項）	（檜原地区景観計画策定の項目）
屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	
道路、河川等良好な景観の形成上重要な公共施設（景観重要公共施設）の整備に関する事項	
景観重要公共施設に関する許可の基準	
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	
自然公園法の許可の基準	

## 2 . 景観計画の枠組み

上勝町における景観計画は、全町的な上勝町全体の景観計画と、個別地区に着目した地区の景観計画の構成とする。

上勝町榎原地区は、農林水産省の「全国棚田百選」に選ばれた「榎原の棚田」があり、文化財保護法の重要文化的景観選定の申出対象区域となっていることから、「榎原の棚田文化的景観保存計画」の検討結果を踏まえ、榎原地区景観計画の検討を先行的に進める。

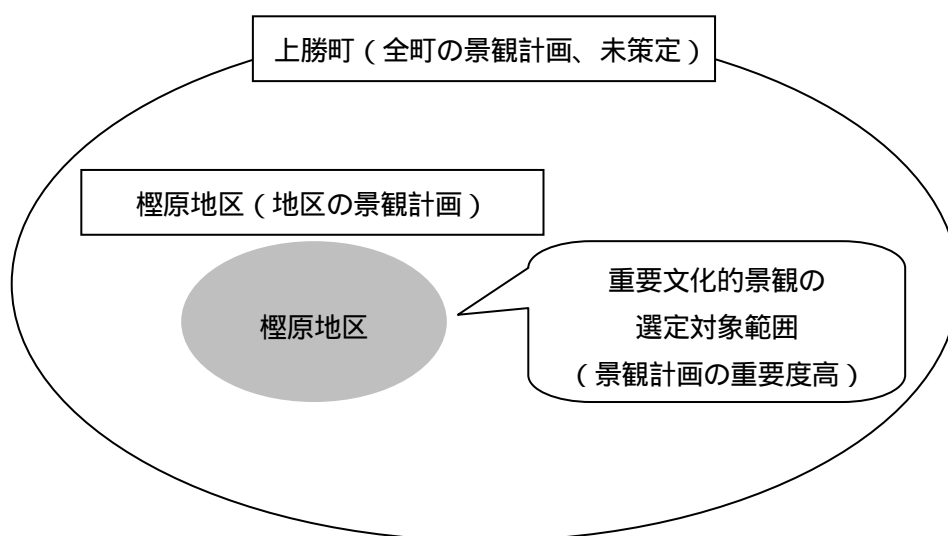


図 1-1 上勝町における景観計画の枠組み

## 3 . 景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観法に基づき策定される良好な景観の形成に関する計画であり、その規制内容の一部を条例に委任することができる（景観法の委任条例）仕組みとなっている。

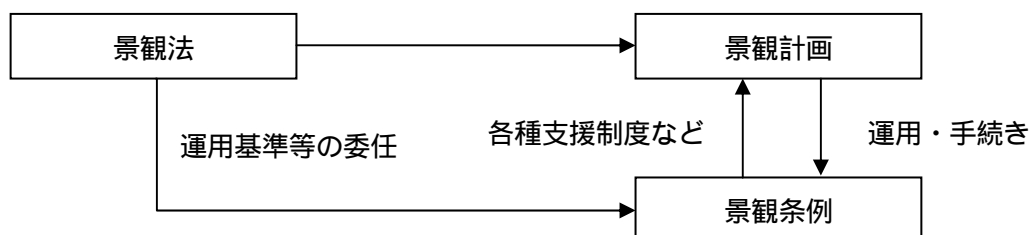


図 1-2 景観計画と景観条例の関係

## 4 . 檜原地区における景観計画と文化的景観

### 1) 保全の考え方

上勝町檜原地区の良好な水田景観は、以下に示す法律により保全する。

土地利用に関する法律・・・農振法、地すべり等防止法、農地法、森林法  
景観法・・・景観計画、景観条例  
文化財保護法・・・重要文化的景観

土地利用に関する法律（農振法、地すべり等防止法等）では、上勝町の広い区域等が対象となっている。そのうち、特に景観上重要な檜原地区を景観法の法規制（景観計画、景観条例）で守り、さらにその中でも景観上重要な建物を文化財保護法の法規制（重要文化的景観を形成する重要な農地・民家等）にて守る。

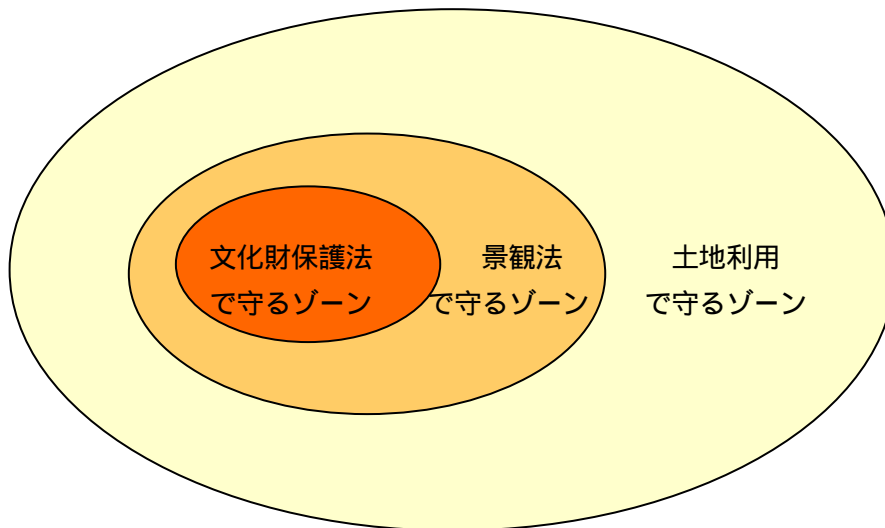


図 1-3 檜原地区の景観保全の考え方

## 2) 策定の流れ

上勝町榎原地区における景観計画と重要文化的景観選定の流れを以下に示す。

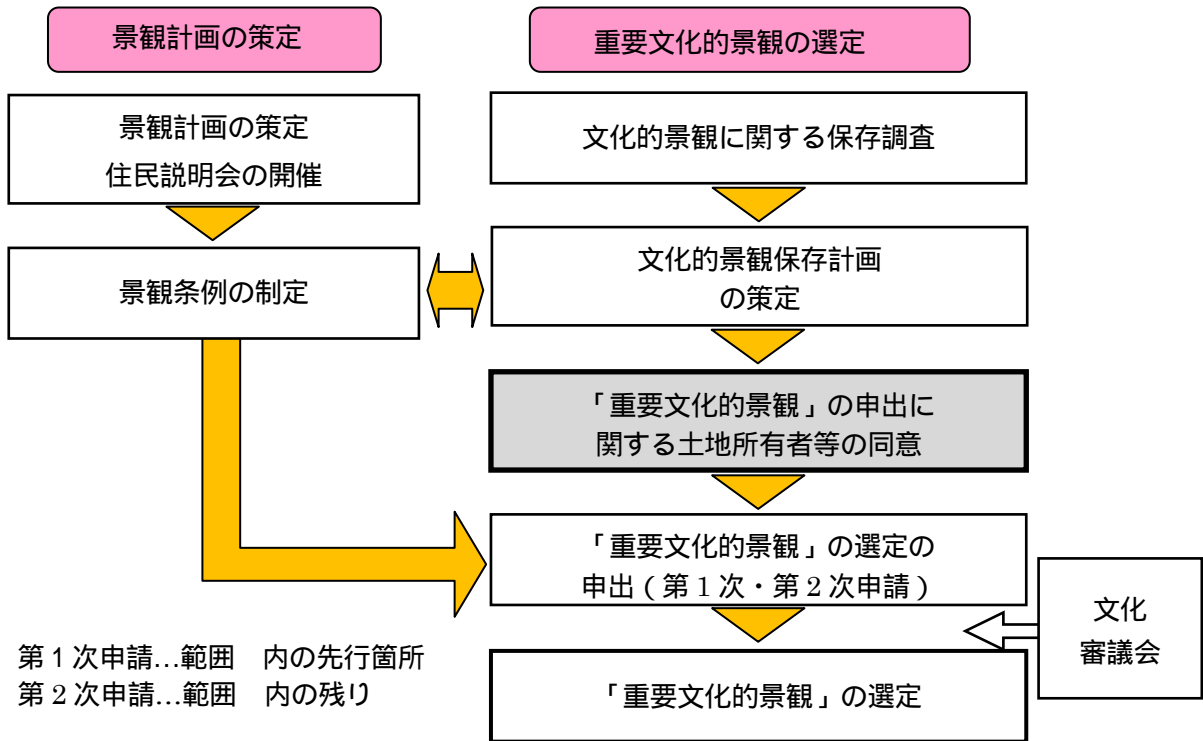


図 1-4 榎原地区景観計画と重要文化的景観選定の流れ

## 第 2 章 檜原地区景観計画

### 1. 景観計画の区域

#### 1.1 檜原地区の景観単位

徳島県上勝町檜原地区には、素晴らしい水田景観を形成する「棚田景観」、「集落景観」、「里山景観」が存在する<sup>1</sup>。このうち、範囲Ⅰには、良好な棚田景観・集落景観が形成され、範囲Ⅱには、良好な里山景観が形成されている。



図 2-1 徳島県上勝町位置図



図 2-2 檜原地区の景観構成

<sup>1</sup> 「檜原の棚田文化的景観保存計画」において調査実施



### 1) 棚田景観、集落景観（範囲）

標高 500～600mに位置する上勝町生実檜原地区では、保存すべき良好な「棚田景観」、文化 10 年絵地図に残る古街道や里道に沿う良好な「集落景観」が存在する。

これら良好な棚田景観・集落景観を構成する、農地・水系・道路・植生樹木・建造物・生活文化・空間等の景観構成要素も良質なものが存在している。



写真 2-1 棚田景観



写真 2-2 集落景観

### 2) 里山景観（範囲）

檜原地区の周囲の山林は、檜原地区を外界から隔絶した特異な小宇宙の棚田景観・集落景観を担保する機能、山村の暮らしや信仰に関わる信仰エリア、棚田耕作の水源エリア、昔の山村生活の歴史資源としてのシシ壁・風穴の存在といった、山とともに暮らしてきた檜原地区を特徴付ける「里山景観」として重要な価値を持っている。



写真 2-3 里山景観

## 1.2 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

徳島県上勝町の榎原地区における良好な景観の保全、形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の区域については、榎原地区の素晴らしい水田景観を形成する「棚田景観」「集落景観」「里山景観」のエリアを基本として考える。

今回の榎原地区景観計画では、「棚田景観」「集落景観」が卓越する範囲を景観計画の区域とする。「里山景観」のエリアとなる範囲は、将来的に景観計画を予定する区域とする。

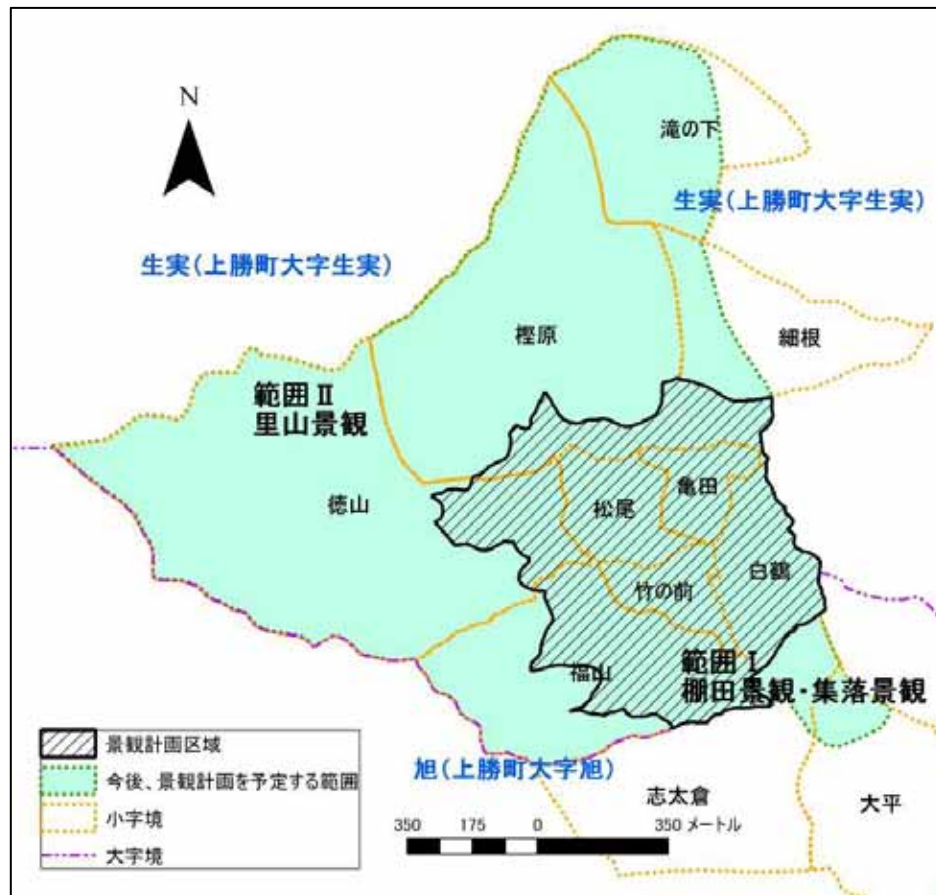


図 2-3 榎原地区 景観計画区域

表 2-1 榎原地区 景観計画区域

範囲の名称	区域の概要	住所	面積計
景観計画区域	棚田景観・集落景観 (範囲Ⅰ)	上勝町大字生実のうち、以下の字の地先 白鶴、竹ノ前、松尾、亀田、福山、徳山、 榎原	59ha
今後景観計画を予定	里山景観(範囲Ⅱ)	上勝町大字生実のうち、以下の字の地先 福山、徳山、榎原、滝の下、細根 上勝町大字旭のうち、以下の字の地先 大平、志太倉	149ha
計			208ha

注) 面積は、GISソフト(ArcGIS)により算出。

## 2. 良好な景観の形成に関する方針

### 2.1 檜原地区の景観特性（全体）

#### 1) 概要

上勝町生実檜原地区は、四方を標高 700～900m級の山々に囲繞され、隣接する瀬津・久保・野尻などの集落とは峠道で結ばれる小宇宙的な空間を形成している。

#### 2) 棚田景観（範囲）

檜原地区の農地は、水田 4.6ha・畑 1.4ha・果樹等 3.6ha( GIS 計測 )の耕作農地があり、概ね 1 ぼ場当たり 100～200m<sup>2</sup> の小規模で曲線の畦を有する棚田が連たんして存在する。

檜原地区は、平成 11 年（1999）に農林水産省によって「日本の棚田百選」に選定されているが、百選の棚田地区の中でももっとも厳しい地形条件にある棚田の一つでもある。

檜原地区は、下方より下檜原・中檜原・上檜原の 3 地区に俗称で区分されているが、棚田景観は、下檜原・中檜原で顕著に広がる。農地の畦は、石積み・土坡で構築されており、下檜原・上檜原では石積みが優勢、中檜原では土坡が優勢となっている。石積みは、大半が空積みの「乱層乱石積」である。農地の畦の曲線、畦の段は、檜原地区全域に存在し、山の等高線を切り取った非線形の曲線の連なる棚田景観美を創出している。

『上勝町部落小史』では檜原村の起源は寛永年間（1624～1643）と記されており、貞享 3 年（1686）における反別・村高一覧では、檜原村は「畑」よりも「田」の反別が多く檜原地区は開村当初から、水田＝棚田景観が卓越していたとみられる。

また、古地図、航空写真の変遷より、檜原地区の棚田景観は近世中期以降、200 年以上にわたって維持されてきたといえる。

このように、檜原地区では、まとまりのある良好な棚田景観を有している。



写真 2-4 檜原の棚田景観（下檜原）



写真 2-5 檜原の棚田景観（中檜原）



写真 2-6 檜原の棚田景観（上檜原）

一方で、少子高齢化により農業経営が縮小し、耕地の放棄や植林が進んでいる。その結果、経営総耕地面積は、平成 12 年には昭和 45 年当時の 1/3 程度までに減少している。耕作放棄された水田（棚田）は、転出戸が耕作していた農地や家屋から遠く離れた水田から放棄される傾向にあり、その際、杉が植林されるケースが少なくない。その結果、集落周辺部の林地化が進み、以前には棚田しか存在しなかった九根の谷の字亀田などでも山林（杉・雑木）が見られるようになってきている。平成 18 年には、檜原地区に 2.7ha の休耕地が存在している（GIS にて算定）。



写真 2-7 休耕地（中檜原）

### 3) 集落景観（範囲）

檜原地区の戸数は平成 18 年（2006）現在で 15 戸（上檜原 4 戸、中檜原 6 戸、下檜原 5 戸）である。過疎化が顕在化する直前の昭和 35 年（1960）には、世帯数 34、人口 187 人を数えた。

山間傾斜地に立地するため民家は分散しているが、ルーズなまとまりも呈しており、それによって中檜原と下檜原の 2 つの名（小集落、社会集団）を形成していた。これら民家や畑地をつなぐ歴史性を有する里道や古街道が集落内をめぐっている。



写真 2-8 檜原の集落景観（上檜原）

檜原地区の民家は、山地性集落特有の横ネマ式建築様式の 80 年～100 年を経た民家が 15 棟残っており、これらが良好な里山景観の構成要素となっている。また、檜原では村落生活を守護する神社小祠・石像物など、さまざまな神々が各所に配置されており、さながら「神々に囲まれたムラ」「神々とともに暮らすムラ」といった様相を示している。

檜原地区の現地耕作状況は、水田 4.6ha、畑地（果樹、彩り含む）5.5ha が耕作されている（平成 18 年調査より）。畑地景観は、水田と同じく、小規模、石積み・土坡、曲線の畦、畦の段を有している。

以上のとおり、檜原地区においては、民家、畑地、神社小祠など、まとまりのある良好な集落景観を有している。

#### 4) 里山景観(範囲)

檜原地区は、四方を標高 700～900m級の山々に圍繞され、隣接する瀬津・久保・野尻などの集落とは峠道で結ばれる空間を形成し、この中に、良好な棚田景観・集落景観を有する。

このように檜原地区を圍繞する周囲の山林は、檜原地区を周囲から切り離し、一つの小宇宙を形づくる地形的役割を担っている。この山林の存在により、棚田景観及び集落景観を有する檜原地区内の視点場からは、景観の近景域・中景域・遠景域とも、人工物などの景観阻害物がほとんど確認できない状況を生みだしている。

この檜原地区を取り巻く周囲の山林は、昔は採草地・炭焼きなどの「里山」として利用されてきた。

檜原地区には、皮膚病の神である「かさ神さん」、田畑の神である「野神さん」など、特定の靈験・御利益をもって信仰されている神社小祠も多く存在する。檜原地区の周囲の山林においても、山仕事を守る「山の神」が主なもので4カ所存在するほか、剣山大権現、阿波島神社、蜂須神社など、多くの神社小祠がある。このほか、周囲の山林には、雨乞いの山・修験道の靈山・大師信仰の山といったさまざまな顔を持つ山犬嶽や、四国八十八カ所の写し靈場などがあり、山村の暮らしや信仰に関わる要素が森の中に多く存在する。

周囲の山林内には、イノシシから作物を守る「シシ壁」や、山の斜面で自然に石が重なってできた「風穴」が風を通し夏冷たく冬暖かいことから貯蔵庫に使用されていたことは、昔の檜原の生活を伝える貴重な歴史資源といえる。

このように、檜原地区の周囲の山林＝「里山景観」は、檜原地区を外界から隔絶した特異な小宇宙の棚田景観・里山景観を担保する機能、棚田耕作の水源機能を担保する、山村の暮らしや信仰対象を含む存在、昔の山村生活の歴史資源としてのシシ壁・風穴の存在、といった、山とともに暮らしてきた檜原地区を特徴づける重要な価値を持つ。



写真 2-9 周囲の山林(上檜原方面より下檜原を望む)



写真 2-10 周囲の山林(西側)



写真 2-11 「風穴」(昔の貯蔵庫)



写真 2-12 シシ壁

## 5) 歴史的な景観(範囲、)

『上勝町部落小史』では榎原村の起源は寛永年間(1624~1643)と記されており、貞享3年(1686)における反別・村高一覧では、福原村・野尻村・久保村・瀬津村・市宇村・八重地村では、「畑」の反別が多く、榎原村と田野々村のみが「田」の反別が多い。榎原村では当時、水田4.4町歩(約4.4ha)、畠が2.5町歩(約2.5ha)作付けされており、榎原地区は、開村当初から、水田=棚田景観が卓越していたとみられる。榎原地区の現地耕作状況は、水田4.6ha、畑地(果樹、彩り含む)5.5haが耕作されている(平成18年調査より)。

GISによる文化10年(1813)絵地図、明治9年(1876)地所明細図、昭和51年(1976)及び平成12年(2000)の航空写真の照合の結果を考慮すれば、榎原地区の棚田景観は、近世中期以降、200年以上にわたって維持されてきたといえる。

榎原地区の棚田景観・集落景観の骨格の要素のひとつに、農地の分布や形状がある。農地を構成する農地の畦は、石積み・土坡で構築されており、現地調査の結果、下榎原・上榎原では石積みが優勢であり、中榎原では土坡が優勢となっている。石積みは、目視確認によると大半が空積みの「乱層乱石積」であった。各個別の農地の形状は、文化10年絵図と現存する農地のGISを用いた検証によりほぼ変わらないことが判明した。

榎原地区では、空間の骨格となる農地のほか、水系や道もほぼ昔のまま維持されている。また、榎原では村落生活を守護する神社小祠・石像物など、さまざまな神々が、ムラ・ノラ・里山の各所に配置されており、さながら「神々に囲まれたムラ」「神々とともに暮らすムラ」といった様相を示している。

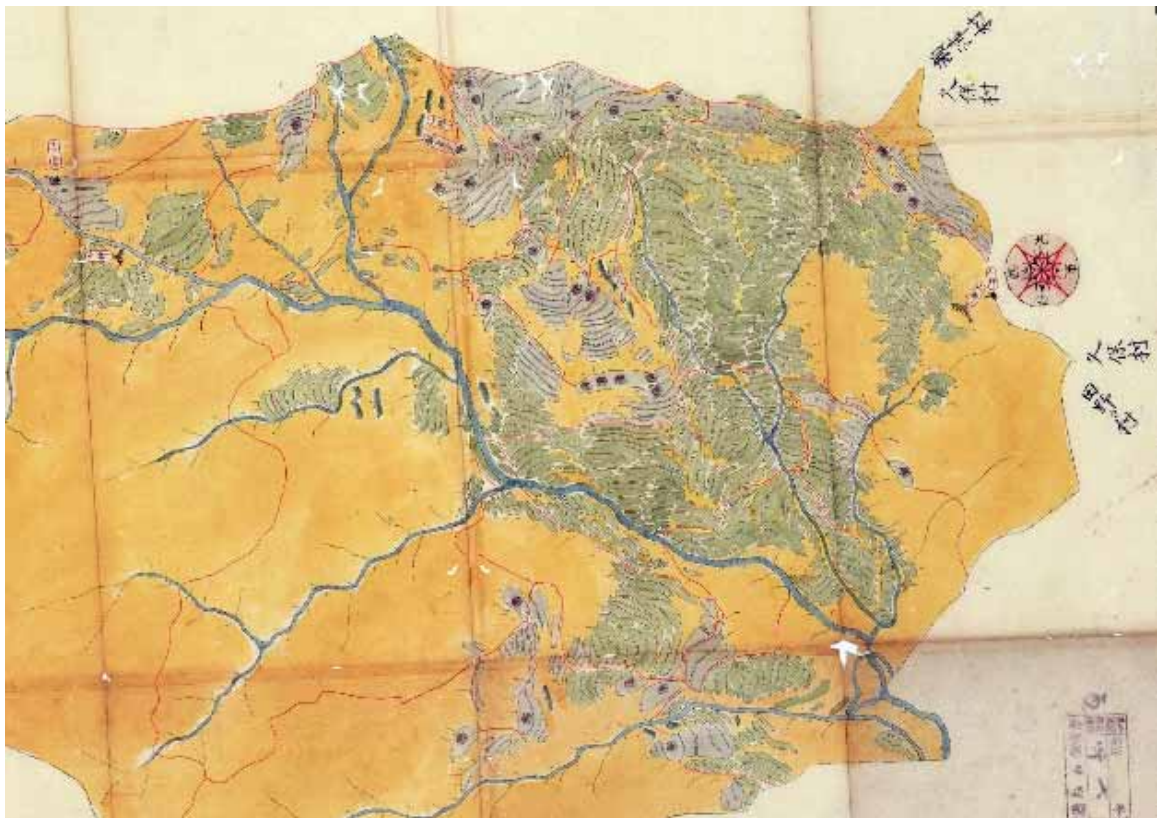


図2-4 文化10年(1813)絵地図

## 2.2 個々の景観構成要素（個別）

### 1) 農地

檜原地区の農地は、ほぼ自然地形の等高線に平行に拓かれ、小規模で非線形の曲線形状を有しており、各個別農地における「**畦の曲線**」「**畦の段**」及び、畦を構築する「**石積み**」「**土坡**」は、最も重要な景観構成要素である。

また、檜原地区の棚田景観を生み出している要素として、一枚一枚の農地が1畝～3畝程度と比較的小さな面積であることがその要因として存在する。したがって、「**田畑の小さな面積**」も、重要な保存対象といえる。

一方で、農地におけるコンクリートブロック積み、コンクリート擁壁などの「**農地構造物**」は、良好な景観を阻害するもので、既存及び新規施設とも、対応策が必要と思われる。

また、檜原地区においては、人口減少や高齢化が進み、「**休耕農地**」が増加している。放棄農地は、良好な棚田景観・里山景観の中で、景観を阻害する大きな要因となっている。



写真 2-13 畦の曲線と段



写真 2-14 石積み



写真 2-15 コンクリート構造物

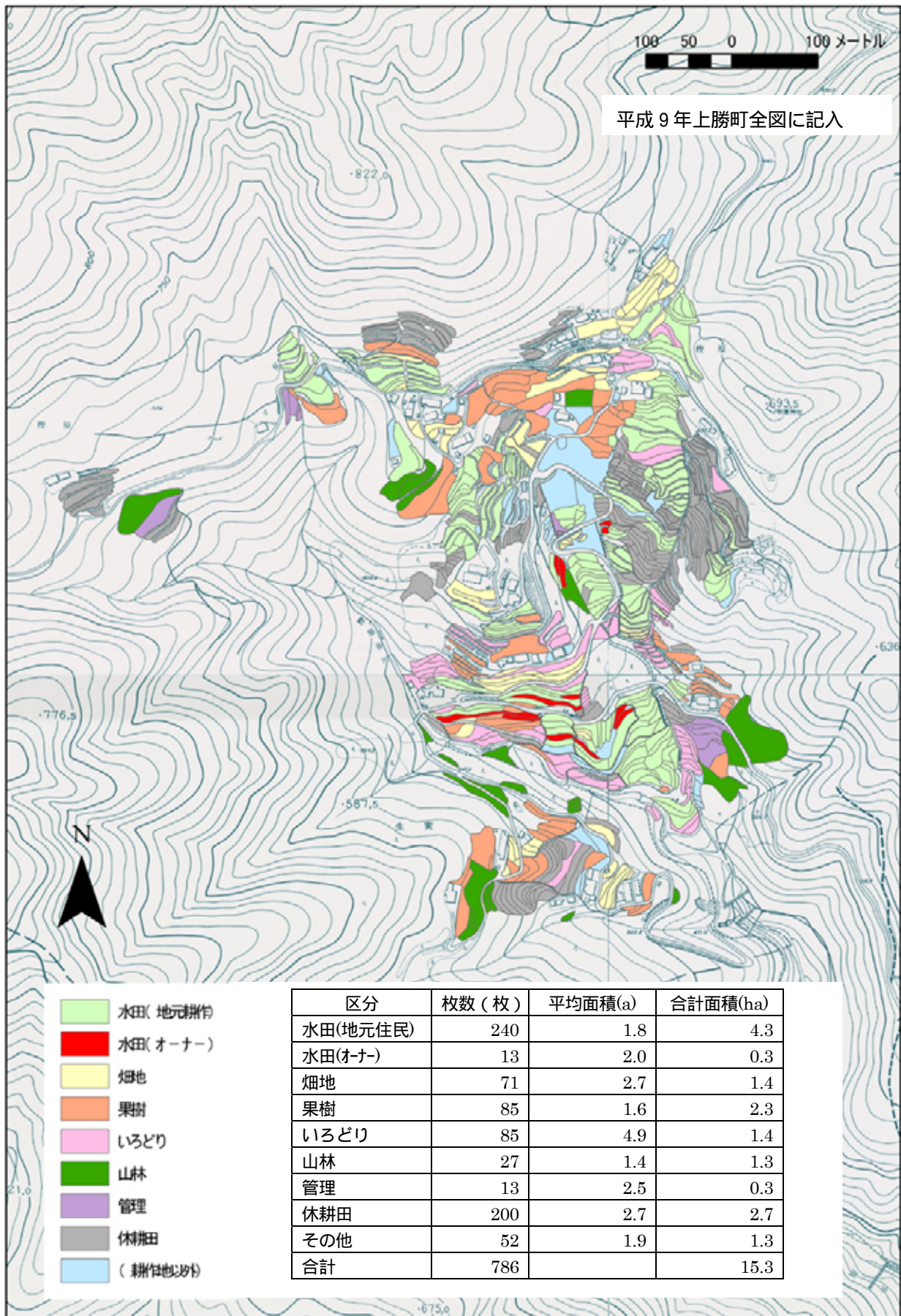


図 2-5 現況耕作状況図

(平成18年度調査による、面積計算は ArcGIS により算出)



## 2) 水系

### a. 水路系統

現存する檜原地区の棚田は、その形状・分布とも200年前とほぼ変わらないこと、檜原地区における自然地形や谷地形の大きな変状も確認できないことから、水路系統も大きく変化していないものと推察される。**水路系統**は、棚田景観を支える最も重要な要素の一つである。

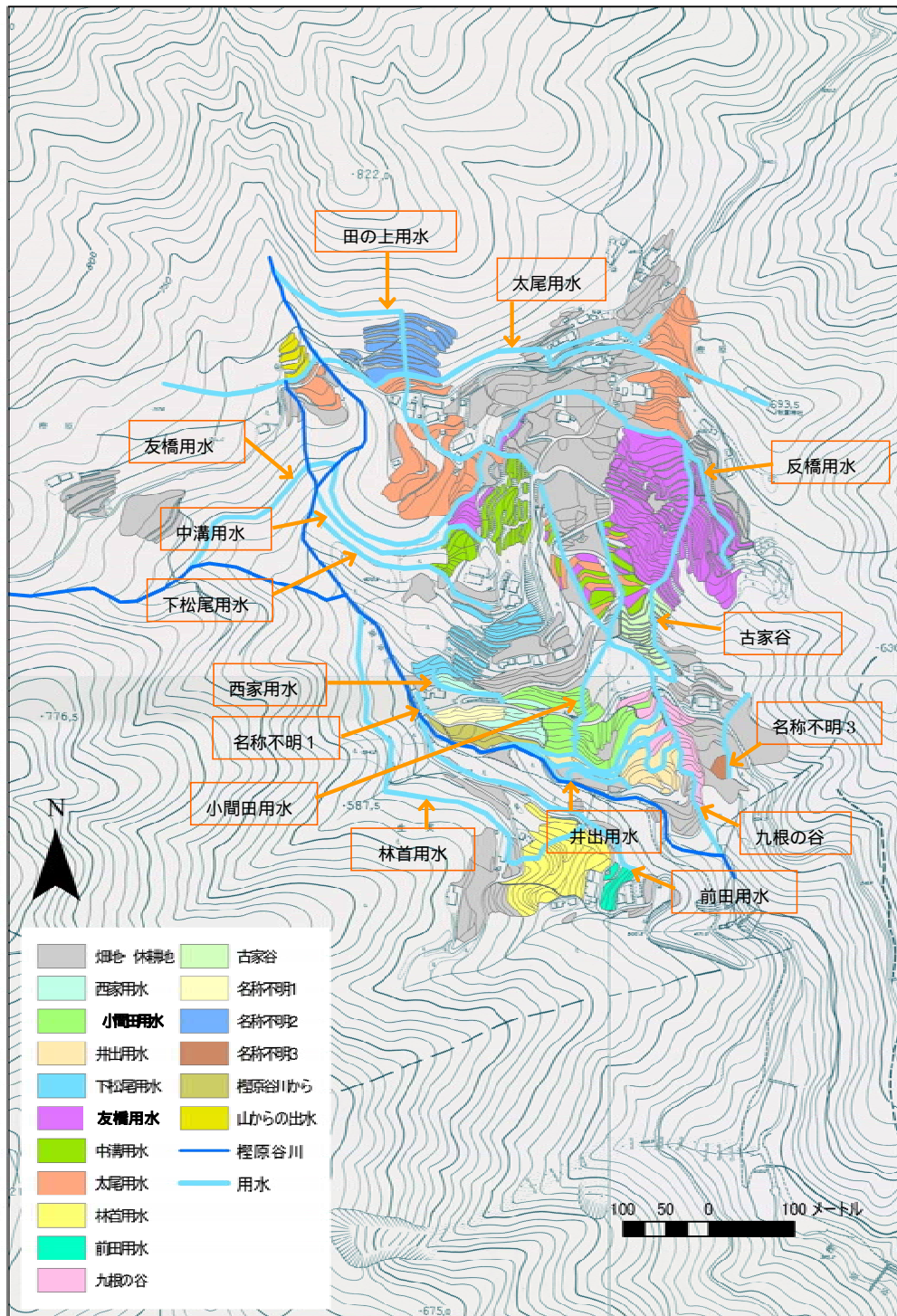


図 2-6 水路系統図（含む水路系統灌水範囲）

（平成 18 年度現地確認、個別聞き取り調査により作成）

## b. 水路施設

檜原地区の西側に位置する旭地区・八重地名より檜原地区の東側に位置する久保地区へ水が引かれた久保用水は、1740年(野尻用水開通)以前に工事が行われたと伝えられており、下檜原の棚田耕作地内に、延長約120m現存している。

水の少ない久保地区へ引かれた久保用水は、現在もその一部が使われており、歴史的価値のある農業用水として重要と判断される。

また、精米機の使用が一般化する昭和30年頃までは、檜原地区には主として檜原谷川沿いに15基の水車小屋があり、檜原地区の棚田景観の景観要素となっていた。現在、当時の水車小屋は残存しないが、平成9年に檜原地区住民が棚田保全活動の活性化を目的として、水車小屋を1基復元した。この「**平成の水車小屋**」は、現在の棚田景観の重要な要素となっている。



写真 2-16 久保用水跡(下檜原)



写真 2-17 平成の水車小屋

## c. 分水施設

少ない水を有効かつ公平に配分するために、水利権の調整のもと、各棚田への水路系統ごとに**分水施設**が設置されている。



写真 2-18 分水施設

## d. 灌水施設

棚田の特徴を活かした昔ながらの竹樋による配水、田越しの配水、標高500~700mに位置する冷たい谷水を少しでも温かくして水田へ導くヨセ、上の田から水が入らないように作られた水路のヨケなどの、一連の仕組みや方法の工夫が古くから檜原地区に伝わり、現在も行われている。

これら水不足を解消する**配水方法の工夫**は、条件の悪い山地で米を作りたいという強い願望のもと、檜原で住む人々の知恵と苦労が凝縮されている点で、生活・生業の観点から価値があると判断できる。



写真 2-19 竹樋の利用



写真 2-20 ヨセ



写真 2-21 ヨケ

### 3) 道

文化 10 年の絵図より、江戸時代の里道・古街道が確認できる。里道は、民家を繋ぐように、また、農地へ行く道として作られているように見える。古街道は、檜原地区の西側に位置する八重地地区へ繋がる道となっている。GIS による文化 10 年（1803 年）絵図と現在の地図や航空写真との照合の結果、200 年前の里道・古街道が現在も残っていることが分かる。これらの多くは現在も家の行き来や、農地への行き来の道等として利用されている。これらは、少なくとも 200 年間保持しており、歴史的価値が高いといえる。



写真 2-22 現在も利用されている里道



写真 2-23 現在も利用されている古街道

#### 4) 樹木

##### a. 景観保全樹木

**景観保全樹木**は、棚田景観・里山景観の保全の上で、特に必要と認められる視覚的効果を有するもの1カ所、利用的効果を有するもの1カ所、信仰的効果を有するもの1カ所、計3カ所である。

**景観保全樹木** は下檜原に存在する。見下ろしの角度に、檜原地区の最も特徴的である棚田を見ることができる道路沿いに十数本の中径木スギが立っている。スギとスギの幹の間から棚田を見ることができ、スギの木がスクリーン効果を果たしている。また、木陰は夏場の休憩所となる。これらのスギが、集落景観の視覚効果・利用効果を有しているといえる。

**景観保全樹木** は中檜原に存在する。現在は、休耕地が多くなってしまったが、昔は最も棚田の枚数が多かった場所を見渡すことができる道路沿いである。クヌギの木が数十本立っており、幹の間から見下ろしの角度に現在耕作されている場所の棚田を見ることができ、クヌギの木がスクリーン効果を果たしている。また、木陰は夏場の休憩所となる。よってこれらのクヌギが、集落景観の視覚効果・利用効果を有しているといえる。

**景観保全樹木** は上檜原に存在する。これらは、「山の神の鎮守の森」として、信仰上、地元住民に大切に扱われている。

##### b. 景観阻害樹木

昭和30年頃の檜原地区は、民家の周辺に防風林として背の低い樺などが植えられていた程度で、民家周辺に背の高い樹木は存在しなかった。そのため、視界は広がり良好な景観であったといわれている。

**景観阻害樹木**の原因は、転出した檜原地区の元住民が転出時にスギを植樹し、その後、樹木の成長により景観を阻害している。



写真 2-24 景観保全樹木 (スギ)



写真 2-25 景観保全樹木 (クヌギ)



写真 2-26 景観保全樹木 (タブ・スギ)



写真 2-27 昭和30年頃の檜原地区

## 5) 民家・建造物

檜原地区には、現在 15 世帯が居住をしている。檜原地区の 15 世帯の民家は、いずれも下表に示す特徴を有する、山間部に典型的な民家として存在している。そのため、民家の外観は、檜原地区の風景に馴染んでおり、「民家の外観」は、良好な棚田景観・里山景観の重要な要素となっており、民家の外観の維持が望まれる。

下檜原には、地域住民が自主的に「平成の水車小屋」を復元しており、棚田景観の重要なアクセントとなっている。また、上檜原地区に現存する「炭焼き小屋」も重要な景観要素といえる。

表 2-2 檜原地区の民家の特徴

項目	概要
立地	等高線に沿って細長い敷地に細長く家屋を立地
家屋構成	主屋 + 納屋 + 牛舎 + (隠居部屋) の構成 / 牛舎→主屋→納屋の配置
屋根形式	茅葺き (鉄板覆)・寄せ棟、瓦・切妻・入母屋
構造・階数	木造 1 階 ~ 2 階立て
間取り	横二間取：オモテ、ナカノマ、土間から構成される二部屋の間取り 中ネマ三間取：オモテ、ナカノマ、ネマ、土間から構成される三部屋の間取り (徳島県の山間部に見られる民家の特徴的な間取り) 四間取：オモテ、オク、ナカノマ、チャノマ、土間から構成される四部屋の間取り (吉野川流域の平野部の民家にみられる特徴的な間取り)



写真 2-28 檜原の民家 (上檜原)



写真 2-29 炭焼き小屋 (上檜原)

## 6) 生活文化

### a. 墓地

中檜原の共同墓地は東明寺観音堂の入り口にあり、観音堂、石造物 (地神塔、庚申塔、光明真言塔など) 墓地が隣接する、まとまった宗教 (文化) 的景観を形作っている。墓地の東側には棚田越しに集落を見下ろす景観が広がり、ビューポイントとしても優れている。

### b. 神社小祠

檜原地区は、地域の人口規模に比して神社小祠の数が多く、山中、山麓、街道沿いなど地区全域にわたって広く分布している。神社小祠のうち、もっとも規模が大きいのが城ヶ

丸山頂の**秋葉神社**である。山の神の祠の数は4カ所と多く、山とともに暮らす檜原地区の生活文化を特徴付けている。

檜原では村落生活を守護するさまざまな神々が各所に配置されており、さながら「神々に囲まれたムラ」「神々とともに暮らすムラ」といった様相を示している。檜原地区は地形的に周囲から切り離された盆地景観を呈しており、人が住まい、その暮らしを神々が見守るといふ、一つの小宇宙を形作っているということもできる。**神社小祠付近**は独特の宗教的景観を形成している。

檜原集落における神社小祠としては、秋葉神社、山神（秋葉神社境内）、東明寺観音堂、阿波島神社、森の元山神、の保存が重要となる。また、周辺の里山エリアにおける神社小祠としては、蜂須神社、山神（越太尾の四辻）、剣山大権現、府殿平山神、石鎚神社、の保存が重要となる。また、秋葉神社、東明寺観音堂は、損傷が進んでおり修復が必要である。

### c. 祭り

宵宮の夜遅く（旧暦7月27日の午前2時頃）、東の方角から出てくる月が三体に分かれて見える（三体の月）と言われ、秋葉神社境内の農村舞台で飲食しながら待つ風習がある。県内各地の農山村地帯でも、かつてはこうした一種の「**月待ち**」の習俗が見られたが、現在は秋葉神社以外では行われておらず、貴重な民俗と言える。

**秋葉神社**は、周辺の棚田景観や眺望とあいまって、檜原地区の宗教（文化）的景観要素のコアになるものの一つといふことができるが、参道がやや荒れており、また社殿、**農村舞台**とも傷みが見られ、一定の補修・整備が必要と考えられる。その特色ある祭礼行事とともに、保存が望まれる。

### d. 石像物

石造物は神社小祠と同様、檜原の各所に分布しているが、その分布地点から見ると、1) 東明寺観音堂・剣山大権現・東光寺大師堂・山犬嶽などの宗教施設（聖地）に付帯して祀られているもの、2) 山中・道中の要地（集落の内部と外部の境界）に祀られているもの（花折さんなど）、3) 個人宅や個人所有の田畑の脇に屋敷神的な意味合いで祀られているもの（おふなとさん）に分けることができる。1)については、宗教施設（聖地）と一体化した宗教景観を形作っている。

**石造物**の形で祀られる神仏の種類は実に多様であり、神社小祠と合わせると、檜原のムラに主要な神仏が勢揃いしている感がある。

山犬嶽の山中には、登山道に沿って「**四国八十八カ所の写し霊場**」（**ミニ八十八カ所**）が配置されており、特色ある文化的景観を形成している。

「神社小祠」の項でも述べたように、檜原は神々に囲まれ、神々とともに暮らすムラといふことができる。

檜原集落の石像物としては、光明真言塔、百万遍供養塔の保存が重要である。周辺の里山エリアにおいては、お大師さん（善の丸西側越太尾沿い）、三十六童子、花折りさん、四国八十八カ所写し霊場、高野山遙拝所（柱石）の保存が重要である。

## e. 山犬嶽

山犬嶽は「雨乞いの山」「修験の霊山」「弘法大師信仰の山」という3つの性格が重なり合った独特の歴史・文化的背景を持った山であり、山中に残る神社やお堂、石造物などの信仰対象は、山犬嶽の文化的景観を特色づける重要な要素と考えることができる。

山犬嶽山頂の**曇早神社**は雨乞いの神を祀る。

山犬嶽はかつて修験道の霊山でもあった。

大岩下の岩窟、大岩の割れ目、石鎚神社の小祠、鎖場、東光寺大師堂左手の2体の不動尊の石仏

山犬嶽は弘法大師信仰の山で、弘法大師を祀る東光寺大師堂がある。山犬嶽の山中には、弘法大師信仰に基づく「ミニ八十八カ所」（四国八十八カ所の写し霊場）が配置されている。

## 7) 空間

檜原地区の空間の景観特性を、実体としての景観、意味としての景観、の2つの視点から見る。

実体としての空間の景観特性は、シーン景観における景観構造として、視点場調査を実施した。その結果、**良好な視点場**を檜原地区全域に持つことが確認できた。その反面、檜原を語る会では、檜原からの移転者によるスギ植林による弊害として、**良好な視点場が減少**していることが指摘されている。

被視点場調査からは、異なる各視点場から共通に見える**良好な被視点場**が2カ所、下檜原で1カ所、中檜原で1カ所確認できた。下檜原の1カ所は、棚田が突き出た最も檜原で人気が高い棚田スポットと一致しており、景観構造上も条件のよい場所であることが判明した。中檜原の1カ所は、秋葉神社の南西下方斜面に位置する棚田エリアである。この場所は、現在、放棄田化がすすんでいる棚田エリアとなっているため、良好な被視点場である本エリアの放棄田対策を実施すると、棚田景観保全の面で非常に効果が高い。

実体としての景観は、視覚だけでなく、聴覚、嗅覚、触覚、味覚など、人間の五感にも左右される。檜原地区では、聴覚景観（サウンドスケープ）として、心地よい「**水の音**」が、下檜原・中檜原・上檜原で随所に確認できる。

一方、意味としての檜原の棚田景観は、訪問回数が増加する被験者ほど、アフォーダンス（空間からの誘発情報）が増加することが判明し、檜原の棚田空間の生態学的価値が高いことが指摘されている。このことは、**檜原の棚田景観・里山景観自体の保全**が、その構成要素の保全を含めて価値が高いことを示している。

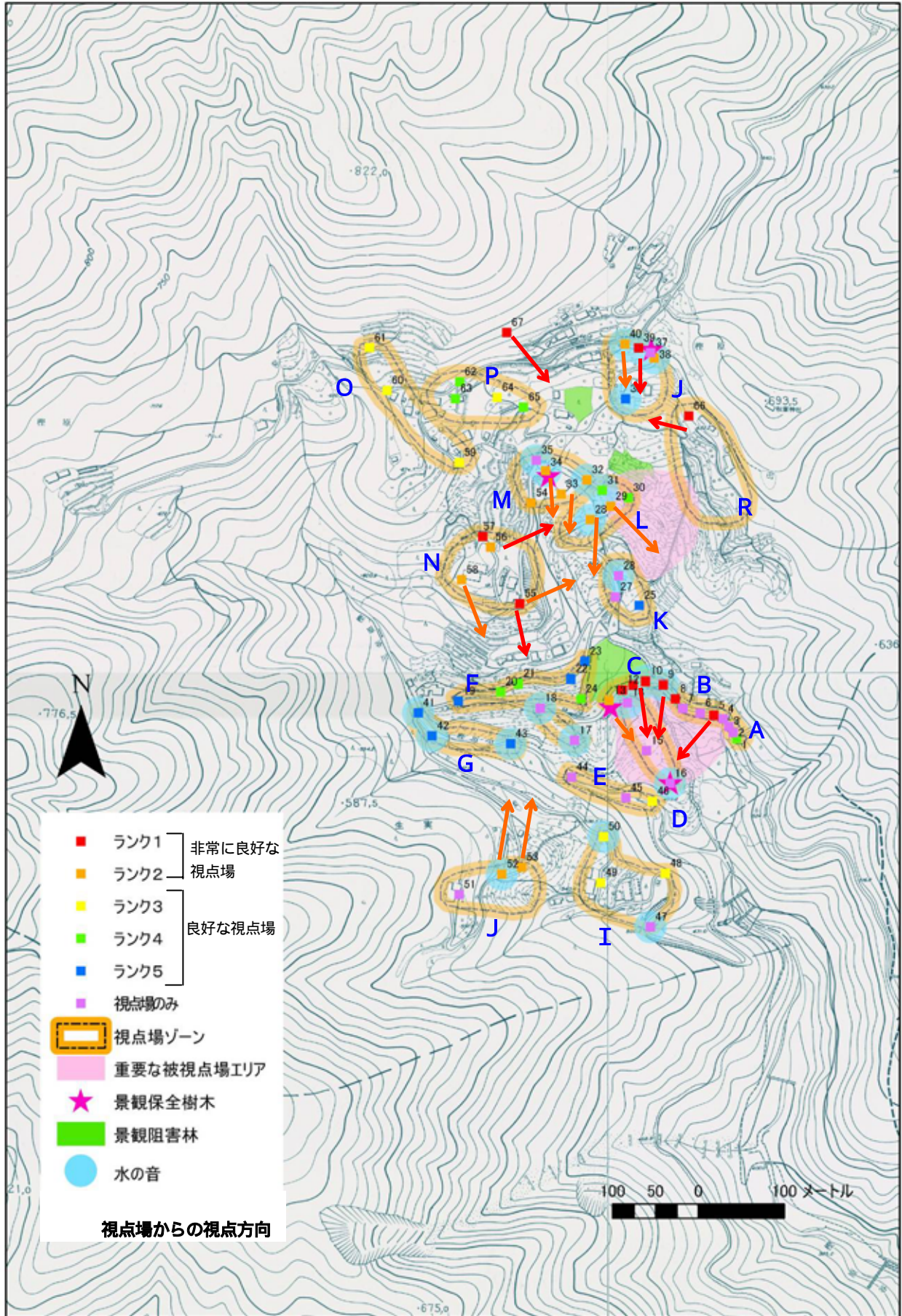


図 2-7 現地景観調査結果（平成 18 年度調査による）



## 2.3 保存及び修復すべき景観構成要素

景観構成要素は、保存すべき良好な要素【保存対象】と、修復等の対象となる要素【修復対象】に分けて、以下に示す。

表 2-3 檜原地区の保存及び修復すべき景観構成要素

景観要素	項目	景観範囲
<b>全体</b>		
棚田景観・集落景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まとまりのある棚田景観・集落景観【保存対象】</li> </ul>  <p style="text-align: center;">棚田景観（下檜原）                  棚田景観（中檜原）                  集落景観（上檜原）</p>	
里山景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里山景観としての檜原地区周囲の山林【保存対象】</li> <li>・ シシ壁、風穴【保存対象】（景観要素の「民家・建造物」参照）</li> </ul>  <p style="text-align: center;">里山景観（周囲の山林） （上檜原方面より下檜原を望む）</p>	
歴史的景観要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地（農地の分布・形状）【保存対象】（景観要素の「農地」参照）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水系（水路系統、久保用水、配水手法（竹樋配水・田越し配水・ヨケ水路））【保存対象】（景観要素の「水系」参照）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活（神社小祠、石像物、山犬嶽）【保存対象】（景観要素の「生活文化」参照）</li> </ul>	,
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道（現存する文化 10 年絵図の古街道、里道）【保存対象】（景観要素の「道」参照）</li> </ul>	,

景観要素		
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畦の曲線、畦の段【保存対象】</li> <li>・ 石積み、土坡【保存対象】</li> <li>・ 田畑の小さな面積【保存対象】</li> <li>・ 災害等による石積み・土坡の復旧【伝統工法による】</li> </ul>	 <p data-bbox="445 736 799 763">畦の曲線と段、田畑の小さな面積</p>  <p data-bbox="1075 736 1147 763">石積み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休耕農地（良好な被視点場内）【修復対象】</li> <li>・ 既存・新設の農地構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁）【修復対象】</li> </ul>  <p data-bbox="563 1180 767 1207">休耕農地（中樫原）</p>  <p data-bbox="938 1180 1147 1207">コンクリート構造物</p>
水系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路系統・水路【保存対象】</li> <li>・ 久保用水【保存対象】</li> <li>・ 分水及び灌水施設（竹樋、田越し、ヨケ水）【保存対象】</li> </ul>	 <p data-bbox="424 1709 651 1736">久保用水跡（下樫原）</p>  <p data-bbox="842 1709 938 1736">分水施設</p>  <p data-bbox="1054 1709 1326 1736">ヨセ（水温を上げる工夫）</p>

<p>樹木・山林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観保全樹木【保存対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>景観保全樹木（スギ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>昭和 30 年頃の檜原地区</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観阻害樹木【修復対象】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山林【保存対象】</li> </ul>	
<p>道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化 10 年絵地図の現存する古街道【保存対象】</li> <li>・ 文化 10 年絵地図の現存する里道【保存対象】</li> <li>・ 現状の道【保存対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在も利用されている里道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在も利用されている古街道</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存・新設の道路構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁・ガードレール、道路舗装）【修復対象】</li> </ul>	

<p>民家・建造物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民家の外観【保存対象】</li> <li>・ 建造物（平成の水車小屋、炭焼き小屋）【保存対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>檜原の民家（上檜原）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>平成の水車小屋</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村舞台（秋葉神社隣）【修復対象】</li> <li>・ 既存・新設の民家・建造物（民間所有）、建造物（公共所有）【修復対象】</li> <li>・ 水道貯水タンク、集水井戸【修復対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>秋葉神社と農村舞台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水道貯水タンク</p> </div> </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シシ壁【保存対象】</li> <li>・ 風穴【保存対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>シシ壁</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>風穴（昔の貯蔵庫）</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設の建造物【修復対象】</li> </ul>	
<p>生活文化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神社小祠：秋葉神社、山神（秋葉神社境内）、東明寺観音堂、阿波島神社、森の元山神【保存対象】</li> <li>・ 石像物：光明真言塔【保存対象】</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神社小祠：秋葉神社、東明寺観音堂【修復対象】</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>東明寺観音堂</p> </div> </div>	

- ・ 神社小祠：蜂須神社、山神（越太尾の四辻）、剣山大権現、府殿平山神、石鎚神社【保存対象】
- ・ 石像物：お大師さん（善の丸西側越太尾沿い）、三十六童子、花折りさん、四国八十八カ所写し霊場、高野山遙拝所（柱石）【保存対象】



剣山大権現



三十六童子（剣山大権現境内）



八十八カ所石仏

- ・ 山犬嶽【保存対象】



山犬嶽登山道



くぐり岩写真



石鎚神社

空間

- ・ 良好な視点場【保存対象】
- ・ 水の音（無形）【保存対象】



視点場 10（ランク 1）



視点場 66（ランク 1）

- ・ 現在失われた、かつての良好な視点場【修復対象】
- ・ 重要な被視点場【修復対象】

## 2.4 景観形成の基本方針（法第8条第2項第2号関係）

檜原地区の水田景観を対象とした、景観形成の基本方針を次に示す。

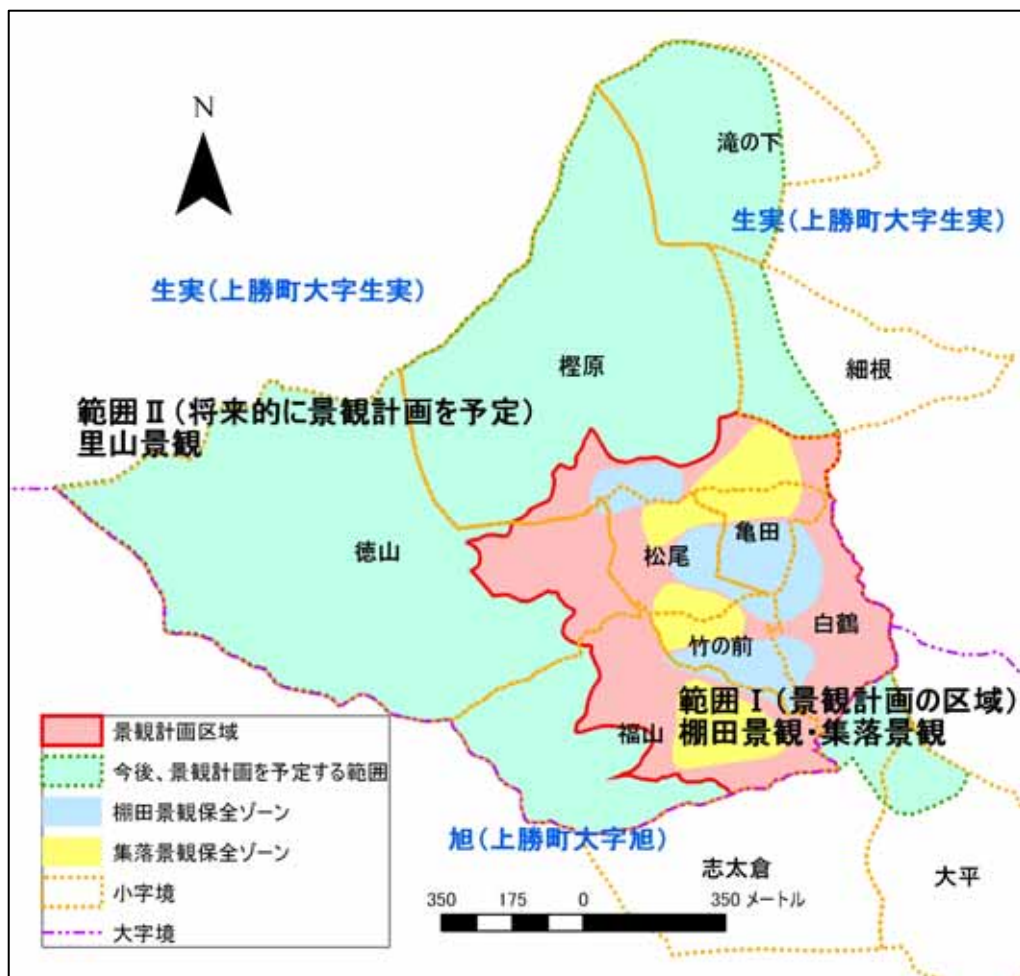
表 2-4 檜原地区景観形成の基本方針【景観の保存】

- ・ 檜原地区の歴史性を有する自然・環境・生活・生業から生まれた、価値ある棚田景観・集落景観・里山景観を永続的に保存する。

## 2.5 景観保存の方針

景観保存の方針は、今回景観計画の区域とする範囲 と、将来的に景観計画の区域を予定する範囲 について示す。

檜原地区景観保存の方針は、棚田景観が卓越する「棚田景観保存ゾーン（範囲 ）」、山村における集落景観が卓越する「集落景観保存ゾーン（範囲 ）」、それ以外の「その他のゾーン（範囲 ）」、棚田景観・里山景観の周辺の「里山景観保存ゾーン（範囲 ）」に分けて設定する。



以下に、【**景観の保存**】に関する方針を示す。

表 2-5 檜原地区景観保存の方針

ゾーン区分	景観保存の方針
棚田景観 保存ゾーン ( 範囲 )	<p><b>1. 共通</b></p> <p><b>1) 景観の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006 年時点の棚田景観を維持する</li> <li>・ 棚田景観の改変行為は、最小限にとどめ、かつ、棚田景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「<b>届け出</b>」を行う</li> <li>・ 以上は、今後制定を予定する「<b>上勝町檜原地区景観条例</b>」に基づき執行する</li> </ul> <p><b>2) 良好な景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後策定を予定する「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、良好な棚田景観形成に取り組む</li> </ul> <p><b>2. 土地利用について</b></p> <p><b>1) 農地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2006 年時点の耕作田について</li> <li>・ 現状の耕作田を維持する</li> <li>2006 年時点の休耕田について</li> <li>・ 重要な視点場エリアに位置する休耕田は、復田・畑耕作・草刈りの農地管理を行う</li> <li>2006 年時点の、その他の農地について</li> <li>・ 現状の耕作状況を維持する</li> </ul> <p><b>2) 水路用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> <p><b>3) 道路用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路本体部分は現状維持とし、道路拡幅が必要な場合、必要最小限とする</li> <li>・ 駐車場が必要となる場合、小規模分散型を原則とし、必要最小限とする</li> </ul> <p><b>4) 民家・建造物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民家（主屋・納屋・倉庫含む）や建造物は、棚田景観・集落景観に調和する様に誘導する</li> <li>・ 「棚田景観保存ゾーン」には、民家は築造しない</li> <li>・ 建造物の築造は、棚田保存・集落保存に<b>必要最小限</b>なもの、かつ、棚田景観に調和するものに限定する</li> </ul> <p><b>5) 杉等の植樹</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉等の高木の植樹は行わない</li> </ul> <p><b>6) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> <p><b>3. 農地（水田・畑地）の形状について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として現状の形状を維持する</li> </ul> <p><b>4. 景観要素の保存・修復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途記載の方針による</li> </ul>
集落景観 保存ゾーン ( 範囲 )	<p><b>1. 共通</b></p> <p><b>1) 景観の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006 年時点の集落景観を維持する</li> <li>・ 集落景観の改変行為は、最小限にとどめ、かつ、集落景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「<b>届け出</b>」を行う</li> <li>・ 以上は、今後制定を予定する「<b>上勝町檜原地区景観条例</b>」に基づき執行する</li> </ul> <p><b>2) 良好な景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後策定を予定する「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、良好な集落景観形成に取り組む</li> </ul> <p><b>2. 土地利用について</b></p> <p><b>1) 農地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は、現状の土地利用を維持する</li> </ul> <p><b>2) 水路用地</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> <li>3) <b>道路用地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路本体部分は現状維持とし、道路拡幅が必要な場合、必要最小限とする</li> <li>・ 駐車場が必要となる場合、小規模分散型を原則とし、必要最小限とする</li> </ul> </li> <li>4) <b>民家・建造物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民家の築造は、過去の民家立地力所、集落景観に影響を与えない力所、のいずれかの力所に限定する</li> <li>・ 建造物の築造は、棚田保存・集落保存に必要なもの、かつ、棚田景観に調和するものに限定する</li> </ul> </li> <li>5) <b>杉等の植樹</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉等の高木の植樹は行わない</li> </ul> </li> <li>6) <b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> </li> </ul> <p>3. <b>農地（水田・畑地）の形状について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として現状の形状を維持する</li> </ul> <p>4. <b>景観要素の保存・修復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途記載の方針による</li> </ul>
<p>その他のゾーン ( 範囲 )</p>	<p>1. <b>共通</b></p> <p>1) <b>景観の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、2006年時点の景観を維持する</li> <li>・ 変更する場合は、最小限にとどめ、かつ、棚田景観・集落景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul> <p>2) <b>良好な景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後策定を予定する「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、良好な棚田景観・集落景観形成に取り組む</li> </ul> <p>2. <b>土地利用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、現状維持とする</li> </ul> <p>3. <b>景観要素の保存・修復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その都度、「棚田景観保存ゾーン」「集落景観保存ゾーン」の記述に準ずる</li> </ul>
<p>里山景観保存ゾーン ( 範囲 )</p>	<p>1. <b>共通</b></p> <p>1) <b>景観の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006年時点の里山景観を維持する</li> <li>・ 里山景観の改変行為は、最小限にとどめ、かつ、里山景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> <li>・ 以上は、今後制定を予定する「<b>上勝町檜原地区景観条例</b>」に基づき執行する</li> </ul> <p>2) <b>良好な景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後策定を予定する「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、良好な里山景観形成に取り組む</li> </ul> <p>2. <b>土地利用について</b></p> <p>1) <b>山林</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> <p>2) <b>水路用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> <p>3) <b>道路用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路本体部分は現状維持とし、道路拡幅が必要な場合、必要最小限とする</li> <li>・ 駐車場が必要となる場合、小規模分散型を原則とし、必要最小限とする</li> </ul> <p>4) <b>民家・建造物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 檜原地区の棚田景観保存・集落保存に資する民家・建造物のみ限定する</li> <li>・ 民家・建造物は、里山景観に調和するものに限定する</li> </ul> <p>5) <b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持とする</li> </ul> <p>3. <b>景観要素の保存・修復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途記載の方針による</li> </ul>



### 3. 良好な景観の形成のための行為の制限等

第2章に示した、檜原地区の良好な景観形成の基本方針を実現するため、景観形成基準及び行為の制限を設ける。

#### 3.1 景観形成基準（法第8条第2項第3号関係）

景観計画区域（範囲）の景観形成基準、及び、将来的に景観計画を予定する区域（範囲）の景観形成基準を以下に示す。

表 2-6 景観形成基準（範囲）

景観要素	保存の内容	修復等の内容 (景観保存要素の修復、景観阻害要素の修復、新設の景観要素)
共通	<b>1. 行為の届け出</b> ・ 棚田景観・集落景観の改変行為は、最小限にとどめ、かつ、棚田景観・集落景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う	・ 同左
農地	<b>1. 畦の曲線、畦の段</b> ・ 「畦の曲線」「畦の段」の形状は、原則として現状維持とする ・ 豪雨等で農地を復旧する場合、「畦」の平面形状は直線とせず、原形の曲線形状で復旧する <b>2. 石積み、土坡</b> ・ 農地の「石積み」「土坡」は、原則として現状維持とする ・ 石積み・土坡が損壊した場合、原則として、伝統工法による石積み・土坡で復旧する ・ 石積みは、現況の石積みと同程度の大きさの石材を用い、原則として「空石積み」とする ・ 構造的に空石積みでの復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する <b>3. 田畑の小さな面積</b> ・ 「田畑」の面積は、原則として現状維持とする。 ・ 継続的な棚田保存・集落保存の観点から必要とされる場合、概ね2アール以下、最大でも3アール以下の面積とする <b>4. 災害等による石積み・土坡の復旧</b> ・ 災害等により農地の「石積み」「土坡」が損傷した場合の復旧は、伝統工法による「空石積み」「土坡」での復旧を原則とする ・ 構造的に「空石積み」での復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する	<b>【景観保存要素の修復】</b> <b>1. 休耕農地</b> ・ 「重要な被視点場エリア」に位置する休耕農地は、復田・畑耕作・草刈りの農地管理を行う <b>【景観阻害要素の修復】</b> <b>2. 既存の農地構造物（コンクリート擁壁、ブロック擁壁）</b> ・ 農地の既存コンクリート構造物は、伝統工法による復旧、若しくは、表面被覆植生や自然材料（石材）等による周囲の景観と調和した表面修景、若しくは、視点場からの植栽等による周囲と調和した「目隠し」修景を行うことに努める ・ 農地の既存コンクリート構造物の修復は、地元住民と行政の協議により修復する <b>【新設の景観構成要素】</b> <b>3. 新設の農地構造物（コンクリート擁壁、ブロック擁壁）</b> ・ 農地の新設コンクリート構造物は、伝統工法、若しくは、表面被覆植生や自然材料（石材）等による周囲の景観と調和した景観、若しくは、視点場からの植栽等による周囲と調和した「目隠し」を行うことに努める ・ 農地の新設コンクリート構造物の設置は、地元住民と行政の協議により行う

水系	<p><b>1. 水路系統・水路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、現状の「水路系統」を維持する</li> <li>水路が損壊した場合、原則として、自然材料を用いた伝統工法により復旧する</li> <li>構造的に伝統工法による復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <p><b>2. 久保用水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、下檜原地区に現存する歴史遺構としての「久保用水」は、現状維持とする</li> <li>このため、久保用水に隣接する農地の形状は、現状維持とする</li> <li>久保用水を復旧する必要がある場合、石材等の自然材料による伝統工法により復旧する</li> </ul> <p><b>3. 分水及び灌水施設</b></p> <p>1) 分水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul> <p>2) 灌水施設：竹樋、田越し、ヨセ、ヨケ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> <li>「竹樋」「田越し」「ヨセ」「ヨケ」の復元を推奨する</li> </ul>	
樹木・山林	<p><b>1. 景観保全樹木（スギ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul> <p><b>2. 景観保全樹木（クヌギ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul> <p><b>3. 景観保全樹木（タブ・スギ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul>	<p><b>【景観阻害要素の修復】</b></p> <p><b>1. 景観阻害樹木</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意を得て、将来的に伐採する</li> </ul>
道	<p><b>1. 文化10年絵地図の現存する古街道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路線形は、現状維持とする</li> <li>道路幅員は、原則として現状維持とし、拡幅が必要な場合、必要最小限とする</li> <li>道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する。</li> <li>伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <p><b>2. 文化10年絵地図の現存する里道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里道線形・幅員は、現状維持とする</li> <li>復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する</li> <li>構造的に伝統工法での復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <p><b>3. 現状の道</b></p> <p>1) 町道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路線形は、現状維持とする</li> <li>道路幅員は、原則として現状維持とし、拡幅が必要な場合は、必要最小限とする</li> <li>道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する。</li> <li>伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <p>2) その他の道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul>	<p><b>【景観阻害要素の修復】</b></p> <p><b>1. 既存の道路構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁・ガードレール・道路舗装）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「範囲」内に位置する、道路コンクリート擁壁、ガードレール、及び道路舗装の道路構造物は、「檜原地区景観形成ガイドライン」に基づき、安全性を確保した上で、景観阻害に対する修復計画を立案して対応する</li> </ul> <hr/> <p><b>【新設の景観構成要素】</b></p> <p><b>2. 新設の道路構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁・ガードレール・道路舗装）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「範囲」内に新設する、道路コンクリート擁壁、ガードレール、及び道路舗装の道路構造物は、「檜原地区景観形成ガイドライン」に基づき、安全性を確保した上で、景観阻害に対する計画を立案して設置する</li> </ul>

<p>民家・建造物</p>	<p><b>1. 民家の外観</b></p> <p>1) 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2006年時点の民家（主屋のほか納屋・倉庫等を含む）外観の維持を推奨する</li> </ul> <p>2) 民家外観の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存民家（主屋のほか納屋・倉庫等を含む）の外観の改修は、原則として、木材等の自然素材、若しくは、現在使用している素材を用いることを推奨する</li> </ul> <p>3) 民家の建て替え・新築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民家の建て替え・新築の場合、木造・平屋建て若しくは木造2階建てとし、このうち、木造・平屋建てを推奨する。</li> <li>民家の建築様式は、現状の檜原地区の民家様式と同様な山間部建築様式を推奨し、近代的な洋式は控える</li> <li>民家外壁の素材は、派手な色彩は控える</li> </ul> <p>4) 届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民家の改修・新築等は、小規模なものを除き、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul> <p><b>2. 建造物</b></p> <p>1) 平成の水車小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> <li>損傷の場合、原型復元とする</li> </ul> <p>2) 炭焼き小屋（上檜原）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> <li>損傷の場合、原型復元とする</li> </ul>	<p><b>【景観保存要素の修復】</b></p> <p><b>1. 農村舞台（秋葉神社隣）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物を伝統工法で修復する</li> </ul> <p><b>【景観阻害要素の修復】</b></p> <p><b>2. 民家・建造物（民間所有）</b></p> <p>1) 民家等の外観の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の個人所有の民家（主屋のほか納屋・倉庫等を含む）の外観のうち、棚田景観・集落景観を阻害するものは、これらに調和するように修復を所有者に推奨する。</li> </ul> <p>2) 建造物の外観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の個人所有の建造物の外観のうち、棚田景観・集落景観を阻害するものは、これらに調和するように修復を所有者に推奨する。</li> </ul> <p><b>3. 建造物（公共所有）</b></p> <p>1) 水道貯水タンク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然材料や植物・樹木による水道貯水施設の目隠し処理を行う</li> </ul> <p>2) 集水井戸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和するものとする</li> </ul> <p><b>【新設の景観構成要素】</b></p> <p><b>4. 新設の建造物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設の建造物（含む地すべり防止施設）は、棚田維持・集落維持に必要かつ小規模なものとし、棚田景観・集落景観に調和するものとする</li> <li>建造物の新設は、小規模なものを除き、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul>
<p>生活文化</p>	<p><b>1. 神社小祠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秋葉神社、東明寺観音堂、山神（秋葉神社境内）、阿波島神社、森の元山神</li> </ul> <p><b>2. 石像物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石像物：光明真言塔を保存対象とし、現状維持とする</li> </ul>	<p><b>【景観保存要素の修復】</b></p> <p><b>1. 神社小祠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秋葉神社：建物の修復を伝統工法で行う</li> <li>東明寺観音堂：建物の修復を伝統工法で行う</li> </ul>
<p>空間</p>	<p><b>1. 良好な視点場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ランク1～ランク2の「非常に良好な視点場」は、視点場からの視距確保を維持する</li> <li>このため、「非常に良好な視点場」の視距を阻害する樹木、民家、建造物の築造は控える</li> </ul> <p><b>2. 水の音（無形）</b></p> <p>1) 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「水の音」の保存のため、水路は現状維持を原則とする。</li> </ul> <p>2) 水路の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水路改修の場合、暗渠形式は必要最小限とし、原則として開渠形式を推奨する</li> <li>水路改修の場合、人工材料を用いた水路構造は必要最小限とし、原則として自然材料を用いた水路構造を推奨する</li> </ul>	<p><b>【景観保存要素の修復】</b></p> <p><b>1. 現在失われた、かつての良好な視点場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観阻害樹木の伐採処理により復元する</li> </ul> <p><b>2. 重要な被視点場（中檜原・休耕地）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「重要な被視点場エリア」に位置する休耕地は、復田・畑耕作・草刈りの農地管理を行う</li> </ul>

表 2-7 景観形成基準（範囲 ）

景観要素	保存の内容	（景観阻害要素の）修復の内容
共通	<b>1. 行為の届け出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>里山景観の改変行為は、最小限にとどめ、かつ、里山景観に調和するものとし、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul>	同左
樹木・山林	<b>1. 山林</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> <li>山のスカイラインは維持する</li> <li>山の切り取り等の行為は事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul>	
建造物	<b>1. シシ壁</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul> <b>2. 風穴</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul>	<b>【新設の景観構成要素】</b> <b>1. 新設の建造物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設の建造物（含む地すべり防止施設）は、里山維持に必要なものに限定する</li> <li>建造物は、小規模なものに限定し、かつ、棚田景観・集落景観に調和するものとする</li> <li>建造物の新設は、小規模なものを除き、事前に別途定める条例等により「届け出」を行う</li> </ul>
道	<b>1. 文化 10 年絵地図の現存する古街道</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路線形・道路幅員とも、現状維持とする</li> <li>道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する</li> <li>伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <b>2. 文化 10 年絵地図の現存する里道</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>里道線形・幅員は、現状維持とする</li> <li>復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する</li> <li>構造的に伝統工法での復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> <b>3. 現状の道</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>町道 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路線形は、現状維持とする</li> <li>道路幅員は、原則として現状維持とし、拡幅が必要な場合は、必要最小限とする</li> <li>道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する。</li> <li>伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する</li> </ul> </li> <li>その他の道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持とする</li> </ul> </li> </ol>	<b>【景観阻害要素の修復】</b> <b>1. 既存の道路構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁・ガードレール・道路舗装）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「範囲」内に位置する、道路コンクリート擁壁、ガードレール、及び道路舗装の道路構造物は、「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、安全性を確保した上で、景観阻害に対する修復計画を立案して対応する</li> </ul> <hr/> <b>【新設の景観構成要素】</b> <b>2. 新設の道路構造物（コンクリート擁壁・ブロック擁壁・ガードレール・道路舗装）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「範囲」内に新設する、道路コンクリート擁壁、ガードレール、及び道路舗装の道路構造物は、「<b>檜原地区景観形成ガイドライン</b>」に基づき、安全性を確保した上で、景観阻害に対する計画を立案して設置する</li> </ul>

生活文化	<p><b>1. 神社小祠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蜂須神社、山神（越太尾の四辻）、剣山大権現、府殿平山神、石鎚神社を保存対象とし、現状維持とする</li> </ul> <p><b>2. 石像物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お大師さん（善の丸西側越太尾沿い）、三十六童子、花折りさん、四国八十八カ所写し霊場、高野山遙拝所（柱石）を保存対象とし、現状維持とする</li> </ul> <p><b>3. 山犬嶽</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山犬嶽を保存対象とし、現状維持とする</li> </ul>	
------	--	--

### 3.2 届出対象行為（法第16条第1項第4号関係）

景観計画区域において、事前に届出が必要となる行為「届出対象行為」は以下の通りである。

表 2-8 景観法による届出対象行為（法 16 条第 1 項各号）

第 1 号	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
第 2 号	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
第 3 号	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為 （都市計画法第 4 条第 12 項 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。）
第 4 号	前 3 号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

表 2-9 景観法による景観条例で定める届出対象行為

景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがある行為、及び良好な景観形成のために望ましい修復の行為は次に掲げるとおりとする。
(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
(2) 木竹の伐採又は植栽
(3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積
(4) 水面の埋立て又は干拓
(5) その他景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの

景観法、景観条例に基づく届出対象のうち、特に重要な檜原地区の景観構成要素の一覧を表 2-10 に示す。

表 2-10 景観構成要素別の届出対象行為

範囲	景観単位	景観構成要素		景観法に基づく行為制限等	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為	
				届出行為		
柵田景観	農地	畦の曲線、畦の段				
		石積み、土坡				
		田畑の小さな面積				
		既存及び新設の農地構造物	・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁			
	水系	水路系統・水路				
		久保用水				
	道	文化10年絵地図の現存する古街道				
		文化10年絵地図の現存する里道				
		現状の道（町道）				
		既存及び新設の道路構造物	・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁 ・ガードレール ・道路舗装			
	集落景観	民家・建造物	民家の外観			
			既存及び新設の建造物	民間所有（平成の水車小屋、炭焼小屋）		
				公共（含む地すべり防止施設） ・水道貯水タンク ・集水井戸		
		農村舞台（秋葉神社隣）				
		生活文化	神社小祠	・秋葉神社 ・東明寺観音堂 ・山神（秋葉神社境内） ・阿波島神社 ・森の元山神		
石像物	・光明真言塔					
里山景観	樹木・山林	山林				
	道	文化10年絵地図の現存する古街道				
		文化10年絵地図の現存する里道				
		現状の道（町道）				
		既存及び新設の道路構造物	・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁 ・ガードレール ・道路舗装			
	生活文化	神社小祠	・蜂須神社 ・山神（越太尾の四辻） ・剣山大権現 ・府殿平山神 ・石鎚神社			
			石像物	・お大師さん（善の丸西側越太尾沿い） ・三十六童子 ・花折りさん ・四国八十八カ所写し霊場 ・高野山遙拝所（柱石）		
山犬嶽						

### 3.3 届出の適用除外行為（法第16条第7項第11号関係）

景観計画区域において、届出の適用が除外される行為「届出適用除外行為」は以下の通りである。

表 2-11 届出適用除外行為（法第 16 条第 7 項第 11 号）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、床面積が 10m<sup>2</sup>以下の行為、または建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更で、面積が 10m<sup>2</sup>以下の行為。</li><li>(2) 仮設の建築物の建築等で、仮設期間が 6 ヶ月未満もしくは床面積が 10m<sup>2</sup>以下の行為。</li><li>(3) 工作物（農地構造物、道路構造物、建造物）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、面積が 10m<sup>2</sup>以下の行為。</li><li>(4) 工作物（水路）の新設、形状変更、修繕で、水路延長が 5m以下の行為。</li><li>(5) 仮設の工作物（水路）で、仮設期間が 6 ヶ月未満の行為。</li><li>(6) 土地（農地含む）の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更で、30m<sup>2</sup>以下の行為。</li><li>(7) 水田復元のための木竹の伐採行為、及び 100m<sup>2</sup>以下の木竹の伐採行為。</li><li>(8) ピニールハウス等の新設、増築、改築若しくは移転で、基礎のない、最大高さ 1m 以下かつ長さが 5 m以下の行為</li></ul> |
|--|



## 4 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 4 . 1 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

景観重要建造物は、関係者の同意のもと、以下の建造物の指定を予定する（ : 基準を設定、誘導、協議、指定、届出を行う、 : 基本的事項を定め、今後、指定を行う）。

表 2-12 景観重要建造物一覧

範囲	景観単位	景観構成要素		景観重要建造物の指定による保全（ : 指定、 予定）	
	棚田景観	農地	畦の曲線、畦の段		*
			石積み、土坡		*
			田畑の小さな面積		*
		水系	水路系統・水路		
			久保用水		
	道	文化 10 年絵地図の現存する里道			
	集落景観	民家・建造物	民家の外観		*
			既存及び新設の建造物	民間所有（平成の水車小屋、炭焼小屋）	*
			農村舞台（秋葉神社隣）		
		生活文化	神社小祠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉神社</li> <li>・東明寺観音堂</li> <li>・山神（秋葉神社境内）</li> <li>・阿波島神社</li> <li>・森の元山神</li> </ul>	
石像物	・光明真言塔				
里山景観	道	文化 10 年絵地図の現存する里道			
	生活文化	神社小祠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蜂須神社</li> <li>・山神（越太尾の四辻）</li> <li>・剣山大権現</li> <li>・府殿平山神</li> <li>・石鎚神社</li> </ul>		
		石像物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お大師さん（善の丸西側越太尾沿い）</li> <li>・三十六童子</li> <li>・花折りさん</li> <li>・四国八十八カ所写し霊場</li> <li>・高野山遙拝所（柱石）</li> </ul>		

注：\* 印については、重要文化的景観の第 1 次申請範囲の景観構成要素については、当初より景観重要建造物に指定する。それ以外のものは、今後指定を予定する。

### 4 . 2 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

景観重要樹木の指定は行わない。

## 5 . 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 5 . 1 景観重要公共施設の整備に関する方針（法第8条第2項第5号関係）

景観重要公共施設は、以下を指定する。

表 2-13 景観重要公共施設一覧

範囲	景観単位	景観構成要素		景観重要公共施設の指定による誘導
	棚田景観	道	文化 10 年絵地図の現存する古街道	
			現状の道（町道）	
	里山景観	道	文化 10 年絵地図の現存する古街道	
			現状の道（町道）	

### 5 . 2 景観重要公共施設の整備及び許可の基準に関する事項

景観重要公共施設として位置づけたものについては、檜原地区景観形成基準に準じ、整備及び許可を行う。

表 2-14 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### 文化 10 年絵地図の現存する古街道（景観形成基準での記載事項）

- ・ 道路線形は、現状維持とする
- ・ 道路幅員は、原則として現状維持とし、拡幅が必要な場合、必要最小限とする
- ・ 道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する
- ・ 伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する

#### 現状の道（町道）

- ・ 道路線形は、現状維持とする
- ・ 道路幅員は、原則として現状維持とし、拡幅が必要な場合は、必要最小限とする
- ・ 道路構造物の復旧が生じた場合、石積み等の伝統工法により復旧する。
- ・ 伝統工法での道路構造物の復旧が困難な場合、周囲の景観に十分に配慮した工法を採用する

表 2-15 景観重要公共施設に関する許可の基準に関する事項  
（道路法第 32 条第 1 項及び第 3 項の許可の基準）

#### 文化 10 年絵地図の現存する古街道（景観形成基準での記載事項）

- ・ 檜原地区景観形成基準に準じる

#### 現状の道（町道）

- ・ 檜原地区景観形成基準に準じる

6. 良好な景観形成のための取り組み一覧

表 2-16 景観法に基づく現状変更の規制対象行為または修復対象の一覧等（範囲）

範囲	景観単位	景観構成要素	景観構成要素の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	景観構成要素の修復行為	檜原地区景観計画に基づく行為制限等					現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
					景観形成基準による誘導	景観形成基準に準ずるよう協議	景観重要建造物の指定による保全	景観重要公共施設の指定による誘導	届出行為		
棚田景観	農地	畦の曲線、畦の段	・畦の形状変更及び修繕								
		石積み、土坡	・石積み、土坡の修繕								
		田畑の小さな面積	・田畑の面積変更								
		休耕農地		・休耕農地の農地管理（復田・畑耕作・草刈り）							
		既存及び新設の農地構	・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁	・周囲の景観と調和した景観とする							
	水系	水路系統・水路	・水路系統の変更 ・水路の修繕								
		久保用水	・久保用水の形状変更及び修繕 ・久保用水に隣接する農地の形状変更								
		分水及び灌水施設	・分水、灌水施設の形状変更								
	樹木・山林	景観保全樹木（スギ）	・樹木の伐採								
		景観保全樹木（クヌギ）	・樹木の伐採								
		景観保全樹木（タブ・スギ）	・樹木の伐採								
		景観阻害樹木	・樹木の伐採								
	道	文化10年絵地図の現存する古街道	・道路線形及び幅員の変更 ・道路の修繕								
		文化10年絵地図の現存する里道	・里道線形及び幅員の変更 ・里道の修繕								
		現状の道（町道）	・町道の線形及び幅員の変更 ・町道の修繕								
		既存及び新設の道路構造物	・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁 ・ガードレール ・道路舗装	・町道の道路構造物は、周囲の景観と調和した景観とする							地すべり等防止法による規制
集落景観	民家・建造物	民家の外観	・民家（主屋のほか納屋・倉庫等を含む）の新築、増築、改築、外観の変更	・周囲の景観と調和した修復の推奨						農振法による規制	
		既存及び新設の建造物	民間所有（平成の水車小屋、炭焼小屋）	・平成の水車小屋、炭焼小屋の形状変更及び修繕	・周囲の景観と調和した景観とする					農地法による規制	
		公共（含む地滑り防止施設）	・水道貯水タンク ・集水井戸	・周囲の景観と調和した景観とする						森林法による規制	
		農村舞台（秋葉神社隣）		・伝統工法により修復							
	生活文化	神社小祠	・秋葉神社 ・東明寺観音堂	・神社小祠の現状変更	・伝統工法により修復						
			・山神（秋葉神社境内） ・阿波島神社 ・森の元山神	・神社小祠の現状変更							
		それ以外の神社小祠	・神社小祠の現状変更								
	石像物	・光明真言塔	・石像物の現状変更								
		それ以外の石像物	・石像物の現状変更								
	空間	良好な視点場	・非常に良好な視点場の視距を障害する樹木、民家、建造物の築造								
現在失われた、かつての良好な視点場			・景観阻害樹木の伐採処理により復元								
重要な被視点場		・中檜原の休耕農地	・休耕農地の農地管理（復田・畑耕作・草刈り）								
	水の音	・水路系統の変更 ・水路の修繕									

基準を設定、誘導、協議、指定、届出を行う

基本的事項を定め、今後、指定を行う

表 2-17 景観法に基づく現状変更の規制対象行為または修復対象の一覧等（範囲）

範囲	景観単位	景観構成要素		景観構成要素の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	景観構成要素の修復行為	檜原地区景観計画に基づく行為制限等					現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為	
						景観形成基準による誘導	景観形成基準に準ずるよう協議	景観重要建造物の指定による保全	景観重要公共施設の指定による誘導	届出行為			
里山景観	樹木・山林	山林		・山のスカイラインの変更 ・山の切り取り等の行為							地すべり等防止法による規制 森林法による規制		
		シシ壁		・シシ壁の変更									
		風穴		・風穴の変更									
	建築物	民間所有			・周囲の景観と調和した景観とする								
		既存及び新設の建築物 公共（含む地滑り防止施設） ・水道貯水タンク ・集水井戸			・周囲の景観と調和した景観とする								
	道	文化10年絵地図の現存する古街道		・道路線形及び幅員の変更 ・道路の修繕									
		文化10年絵地図の現存する里道		・里道線形及び幅員の変更 ・里道の修繕									
		現状の道（町道）		・町道の線形及び幅員の変更 ・町道の修繕									
		既存及び新設の道路構造物 ・コンクリート擁壁 ・ブロック擁壁 ・ガードレール ・道路舗装			・町道の道路構造物は、周囲の景観と調和した景観とする								
	生活文化	神社小祠	・蜂須神社 ・山神（越太尾の四辻） ・剣山大権現 ・府殿平山神 ・石鎚神社		・神社小祠の現状変更								
			それ以外の神社小祠		・神社小祠の現状変更								
		石像物	・お大師さん（善の丸西側越太尾沿い） ・三十六童子 ・花折りさん ・四国八十八カ所写し霊場 ・高野山遙拝所（柱石）		・石像物の現状変更								
	それ以外の石像物		・石像物の現状変更										
	山犬嶽				・土地の形状変更 ・樹木の伐採（維持管理や更新を目的とした伐採行為は除く）								

基準を設定、誘導、協議、指定、届出を行う

基本的事項を定め、今後、指定を行う

## 第 3 章 景観保存活用の展開

### 1. 景観形成の基本方針【景観の活用】（法第8条第2項第2号関係）

檜原地区の水田景観を対象とした、景観形成の基本方針を次に示す。

表 3-1 檜原地区景観形成の基本方針【景観の活用】

- ・ 檜原地区の棚田景観・集落景観・里山景観が、持続的かつ魅力的な地域づくりに寄与できるものとする。

### 2. 景観活用の方針

以下に、基本方針のうち、【景観の活用】に関する活用の方針を示す。

表 3-2 檜原地区景観活用の方針（7つの展開方針）

- ・ 檜原地区における交流を促進する取り組みを展開します。【A交流促進】
- ・ 檜原地区における定住人口を確保する取り組みを展開します。【B定住促進】
- ・ 檜原地区における経済活動を活性化する取り組みを展開します。【C経済活動促進】
- ・ 檜原地区における人材育成・組織づくりの取り組みを展開します。【D人材育成・組織づくり】
- ・ 地域住民・行政・専門家・応援団の参加協働による取り組みを展開します。【E参加・協働】
- ・ 檜原地区における文化的景観保全活用の情報を全国に発信します。【F情報発信】
- ・ 檜原地区における文化的景観保全活用の取り組みが、他の上勝町の棚田地域へ波及する取り組みを展開します。【G他地域への波及】

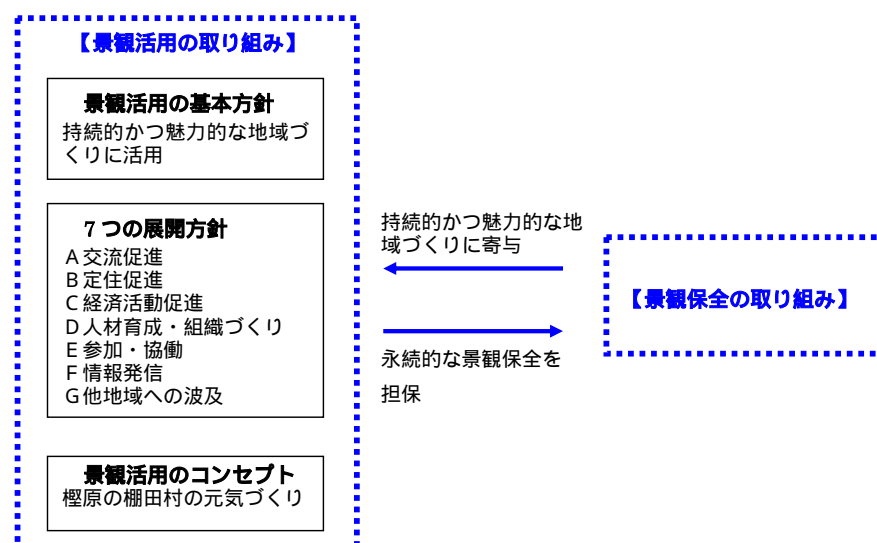


図 3-1 檜原地区景観活用の方針（7つの展開方針）

### 3. 景観保存活用の体制

景観保存の体制を以下に示す。

表 3-3 景観保存の体制の例

体制	体制	実施内容
審議組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに「上勝町景観づくり審議会」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「榎原地区景観形成ガイドライン」の作成</li> <li>棚田景観の改変行為の届け出を執行</li> </ul>
運営主体	<p>【民有施設の景観保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現存の「榎原の棚田村」の組織強化による運営体制</li> <li>現在のメンバーと地元組織メンバーとの合同による強化組織</li> </ul> <p>【公共施設の景観保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上勝町</li> </ul>	<p>【民有施設の景観保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>榎原の棚田、畑、水路、石積など、個人所有の民有施設の景観保存に関する運営を実施</li> <li>棚田等オーナー制、上勝ワーキングホリデーなどの活用実施による景観保存</li> </ul> <p>【公共施設の景観保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>榎原地区に位置する町道などの公共施設の景観保存に関する運営を実施</li> <li>上勝ワーキングホリデーなどの活用実施による景観保全</li> </ul>
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元組織との連携</li> <li>上勝町との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>榎原地区の民有施設および公共施設の景観保存に対する連携</li> </ul>
応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>榎原の棚田応援団：既存の町内組織による応援体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>榎原地区の民有施設および公共施設の景観保存に対する応援</li> </ul>

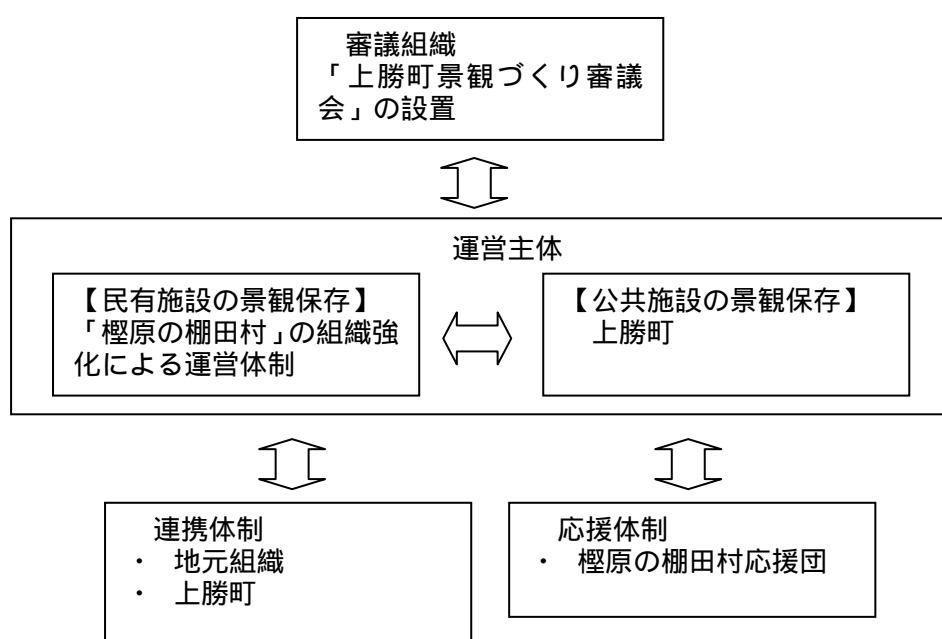


図 3-2 景観保存体制の模式図

## 4 . 景観活用の体制

景観活用の体制の例と、模式図を以下に示す。

表 3-4 景観活用の体制の例

体制	体制の例	実施内容
運営主体	<b>【民有施設の景観活用】</b> ・ 現存の「榎原の棚田村」の組織強化による運営体制 現在のメンバーと地元組織メンバーとの合同による強化組織  <b>【公共施設の景観活用】</b> ・ 上勝町	<b>【民有施設の景観活用】</b> ・ 榎原の棚田、畑、水路、石積など、個人所有の民有施設の景観活用に関する運営を実施 ・ 棚田等オーナー制などの実施による景観活用  <b>【公共施設の景観活用】</b> ・ 榎原地区に位置する町道などの公共施設の景観活用に関する運営を実施
連携体制	・ 地元組織との連携 ・ 上勝町との連携	・ 榎原地区の民有施設および公共施設の景観活用に対する連携
応援体制	・ 榎原の棚田応援団：既存の町内組織による応援体制	・ 榎原地区の民有施設および公共施設の景観活用に対する応援

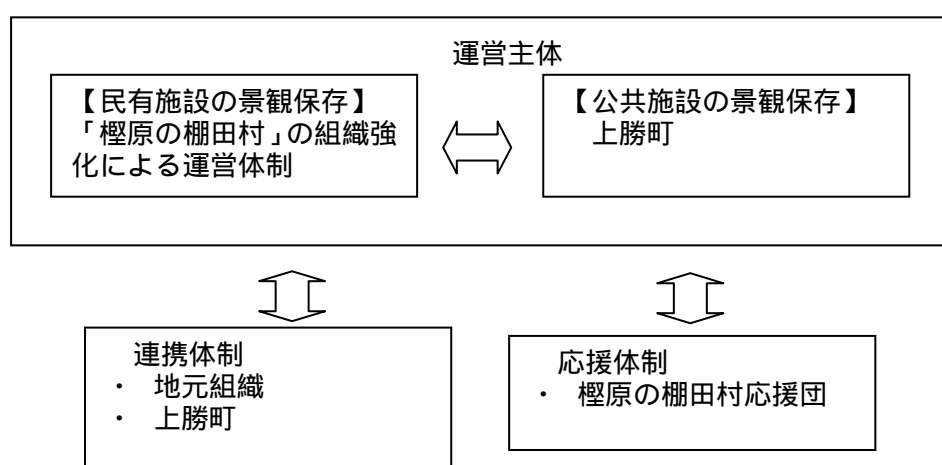


図 3-3 景観活用の体制模式図